

番号	章	項目	頁	行	ご意見	対応
1	4 計画の実施区域	(2) 管理区分	2	13	管理ユニットについて、ユニット策定時の単位設定について記載が必要ではないか。	ユニットによる管理については、環境省ガイドラインにおいて、単位の設定については便宜的に行政区単位とすることが推奨されており、本県においても市町境界および県事務所単位で設定をしていますので、計画本文に考え方を追記します。
2	5 現状	(2) 生息環境	3	26	天然林の内、広葉樹林の面積66,164haをニホンザルの生息適地とし、サルの生息域が大きいとはいえないと評価されていますが、前段の利用環境の調査では、自然林の利用が主であるものの、植林地も生息環境として利用している実態があります。 山林は人工林と天然林に区分され、天然林は針葉樹と広葉樹に区分されており、針葉樹の面積は約32,000haであり、その大半はマツ林です。しかし、統計上マツ林に区分されているものの、マツ枯れにより実態は広葉樹林化しているところも多いと思われます。また、上層木が針葉樹であっても、中下層木は広葉樹であることが一般的と思われるため、天然林の内、広葉樹だけをニホンザルの生息地として評価するのではなく、天然林全体の面積を生息地として評価する必要があるのではないのでしょうか。 また、人工林では年間約1,200ha～1,300haの間伐が行われており、間伐による多面的機能の発揮に対する効果が10年間とすると、12,000ha～13,000haの生息適地が人工林においても創出されていることとなります。天然林だけの面積だけで、ニホンザルの生息域が多くないと評価するのではなく、適切に手入れされている人工林の面積も算入し評価することが必要ではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修文いたします。
3	5 現状	(4) 被害対策	7	11	各地域の被害防除実施状況の記載が必要ではないか。	集落での被害防除の取り組みが広く実施されてきた状況を踏まえ、令和2年度以降は集計がされていないため、各地域ごとの実施状況の記載は削除しております。
4	5 現状	— —	—	—	被害防止対策協議会等の記載が必要ではないか。	管理ユニットと広域被害防止対策協議会等の構成市町が異なり、混乱が生じることが懸念されることから、記載をしないことで考えております。
5	6 取組評価	(1) 生息状況	13	表6	加害レベルは環境省基準の5段階となっているが、13頁の表6は10段階となっており、レベル標記はどちらかに統一するほうが望ましい。	加害レベルは環境省基準で統一します。
6	6 取組評価	(1) 生息状況	17	3	「生活環境被害についても集落へのアンケート調査を実施する」とありますが、生活環境被害については市町にも関係することですので、アンケートの実施時期や内容等の情報共有をお願いします。	実施については、県農政水産部で実施している農業被害に関する調査の際に併せての依頼を検討しており、内容については、今後事前に共有をさせていただきます。

番号	章	項目	頁	行	ご意見	対応
7	6 取組評価	(2) 被害対策の状況	17	図12	<p>図12は総合的な対策を示す図ではなく、防護柵の設置状況の推移がわかるだけのものであるため、本文を「防護柵設置状況の推移」を示すにするか、図12の折れ線グラフに集落ぐるみ対策を実施した集落数を入れるべき(近年はその統計を農産普及課でとっていないと思われるので無理かもしれませんが・・・)。</p> <p>「その結果、獣害被害は減少傾向になっている」を削除し、文章を統一。→獣害柵だけの影響で減少傾向にあるとは言いきれないこと、むしろ被害多発地ではサル仕様の電気柵になっていないところが意外と多いこと、本計画の前段で集落ぐるみ対策により農作物被害が減少してきたことを謳っていることから</p> <p>【修正、追加案】</p> <p>「・・・サル対策によらないが、侵入防止柵の設置は市町が計画する箇所9割以上で設置が済みであり整備は進んでいる。一部の地域では接近警報システムの導入により出没状況を勘案して住民への注意喚起や追い払うを行う事例も出てきている。」</p>	「侵入防止柵の設置延長の推移」と修正し、修正案を踏まえて修正します。
8	6 取組評価	(3) 個体群管理の状況	19	表9	<p>甲賀B群の頭数が25頭との表記があるが、30頭以上の群れが移動しているとの目撃談があり、実数と乖離しており、十分な調査がなされていないのではないかとと思われる。</p>	<p>甲賀B群については令和2年度に県によるモニタリング調査を実施しています。また甲賀市による調査も同時期に実施がされており、同程度の個体数が確認されています。同群れは加害レベルが高く、群れの個体数の増加率が高い可能性があり、現状と調査時点で乖離が生じている可能性があります。</p>
9	6 取組評価	(4) 生息環境管理	19	26	<p>30年前の人工林面積は82,300haで現在とほとんど変わらない。人工林面積や人工林の整備状況とサルの個体数や被害に相関はあるのか？</p>	<p>現状、滋賀県における人工林の面積等とサルの個体数等の相関については十分な知見がありません。サルの生息地として森林整備の必要性を記載しています。</p>
10	6 取組評価	(4) 生息環境管理	20	図14	<p>緩衝帯整備事業の実施面積は要望と予算に左右されますが、推移の図を記載する意義はありますでしょうか。</p> <p>前段では環境林整備事業について説明されていますが、その後琵琶湖森林づくり基本計画の指標である、「除間伐を必要とする人工林に対する整備割合(74%)」が記載されており内容が混在されて記載されているように思います。</p> <p>また、この指標については、サルの生息域管理について検討されていない目標値であるため「今後さらに推進する必要がある」と当該計画で言及するには背景が不足しており、誤った認識を与える恐れがあると考えます。</p> <p>さらに、緩衝帯整備事業と同じく、実施状況は要望と予算に左右されますが、推移の図を記載する意義はありますでしょうか。</p>	<p>図14、15の実施状況の推移の図については生息環境管理に関する取り組み状況として現行計画でも掲載をしているところです。ご指摘のとおり要望等により増減することが考えられますが、現行計画との整合の観点からも、一つの指標として記載させていただきます。</p> <p>本文の修正については、ご指摘を踏まえて修正いたします。</p>

番号	章	項目	頁	行	ご意見	対応
11	7 管理の目標	(1) 被害の軽減	21	3	<p>管理の目標について、5ページの17行目や20ページの6～7行目に「人身被害の発生も危惧される」ことについて記載いただいております。本市におきましても、人家の屋根や周囲を飛び回る生活環境における猿の苦情が増加しており、対処に苦慮しております。生活環境への対応につきましても、上記や16ページの1行目から記載されているところです。</p> <p>これらを踏まえた上で、目標につきましては、まず肝要なのは、人身被害の発生を防ぐことではないでしょうか。これまでどおり農作物への被害軽減は重要なことは変わりありませんが、生活環境被害も含めた“被害軽減”以前に、“人身被害の発生を防ぐこと”を目標として記載いただくことを要望いたします。</p> <p>本市の事例としましては、山に近い新興住宅地に複数頭の猿が出没し、危険を感じた住民からの相談もあります。このような新興住宅地には、農村集落のような畑や果樹がないにも関わらず、出没しています。</p> <p>このように明確な誘因要因が見当たらない場合もあることから、20ページの23行目、「適切な施策によって人間との住み分けが可能」な範疇を超えている事例もあるのではないかと考えます。</p> <p>また、ハナレザルへの対処は前提となっており、適切な施策によって住み分けが可能とは言い切れないことは明確な状況です。人身被害への懸念や農作物被害等はハナレザルから発生することも多々あることです。よって、住み分けが困難なケースも想定した記載への見直しを求めます。</p>	<p>長期的な目標として、「被害の防止・減少」を追記し、被害の防止の観点を記載します。</p> <p>また、ご意見のとおり集落等へ依存し、加害度が高くなったサルに関しては棲み分けが困難なケースが考えられます。対象が群れであった場合には「全体捕獲を実施する」とし、ハナレザルであった場合にも「人身被害が想定される場合は捕獲する」ことを記載します。</p>
12	7 管理の目標	(1) 被害の軽減	21	7	「人身被害の発生も危惧される。」 → 「人身被害も発生している。」	県内で人身被害が頻繁に発生しているような状況ではないことから、原文のままいたします。
13	8 施策の内容	(1) ユニット管理	22	5	「サルの群れは市町境界をまたいで複数の市町に分布する場合もある」との記述があるが、高島市のみでユニット管理する意味があるのか？「湖北ユニット」と「南部ユニット」と連携すべきでは？	現行のユニットは市町境界、県の出先機関の管轄、分布する群れ数等を鑑み設定しております。他ユニットとの連携については、県が調整のうえ、ユニット会議とは別に協議の場を設けるなど、実施していければと考えております。
14	8 施策の内容	(1) ユニット管理	22	5	東近江市は湖東ユニットおよび甲賀ユニットと隣接しており、ユニット間を移動している群れが図1から確認できる。群れの管理はユニットごとに方針を定めるとのことであるが、ユニットをまたいで移動する群れの管理は、どのようにして行うのか。ユニットをまたいで生息している群れの管理は県の主導で行うべきである。ユニットごとで管理する群れの名称を明確にするべきである。	管理方針をユニットで定めたいうえで、ユニットを跨ぐ群れについては県が調整し、関係する市町と別途協議の場を設け、検討していくことで考えています。

番号	章	項目	頁	行	ご意見	対応
15	8 施策の内容	(4) 個体群管理	23	14	本市におきましては、多くの集落・自治会から猿被害への対策の強化の要望があります。特に近年、猿被害が激化しており、対策が急務です。そのため、全体捕獲(群れ捕獲)を具体的に検討すべきと考えております。早期の実施に向けた検討をお願いするとともに、本記載について、25行目は“検討”ではなく“実施する”と修正願いたい。	全体捕獲については現行計画においても、被害防除対策や加害レベル等の状況を踏まえ、各市町において実施いただいているところです。また全体捕獲については、部分捕獲や被害防除対策などでは被害の軽減が困難な場合に実施することとなりますので、「検討する」の表現については「実施する」と修正します。
16	8 施策の内容	(4) 個体群管理	23	26	ハナレザルやオスのみで形成されるグループの特定の個体等により、人的被害等が発生し、緊急に捕獲する必要が生じた場合、捕獲個体が捕獲位置や出没状況から、群れに属する個体かどうか、また群れに属する個体の場合は、どの群れに属するのか判断できるのでしょうか。	詳細なモニタリング調査がされていない状況で、どの群れ由来なのかを判断することは困難であると考えられます。周辺の群れの行動圏、捕獲位置、性別等から便宜的に判断せざるを得ないものと考えます。
17	8 施策の内容	(4) 個体群管理	25	表10	「加害レベルの設定」について、環境省がガイドラインで判定基準を示しているため、変更できないかもしれませんが、加害レベルの判定を細分化し、悪質な群れの全頭捕獲を行いやすくしていただきたい。たとえば、人を威嚇するサル(4ポイント)や器物を破損するサル(3ポイント)、住居侵入が常態化しているサル(4ポイント)とありますが、これらの特に悪質なサルの行為については、ポイントを上げる必要があると考えます。部分捕獲や全体捕獲の基準として、「概ね加害レベル4」や「概ね加害レベル5」と記載されているので、ユニットの中で実態に応じて判断すれば良いと理解していますが、ご検討ください。	加害レベルの算定に関しては、これまでの滋賀県基準より判定項目を増やしております。また捕獲オプションの選択に関しては、加害レベル以外の状況も踏まえて、ユニットで検討していくことを考えておりますので、各指標の細分化は行わないことをご理解ください。加害レベルの各指標の判定基準については、今後改訂が予定されている環境省のガイドラインの改訂状況等も踏まえて検討いたします。
18	8 施策の内容	(5) 被害防除対策	26	14	…集落内で見たとき、または出没が予想される際には、被害の有無に関わらず… →これからは県としてDX推進があり、ICTによる接近警報システム導入をめる必要があるかと思っておりますので、対策のどこかに本システムの記述をお願いしたい。	ICT機器の活用について、ご意見を踏まえ追記します
19	8 施策の内容	(5) 被害防除対策	29	24	…通電式支柱を用いた電気柵と鉄製物理柵を組み合わせた…	ご意見を踏まえ修正します。
20	8 施策の内容	(5) 被害防除対策	29	24	見通しの良い緩衝帯を設けた上、集落において定期的に低木等を伐採するなど管理が必要とありますが、高齢化が進む地域にあっては、維持管理が困難であると考えます。	ご指摘のとおり集落等の状況を踏まえると実施が困難な地域もあると思慮されますが、獣害全般に関する一般的な対策として記載をしております。

番号	章	項目	頁	行	ご意見	対応
21	8 施策の内容	(6) 生息環境管理	30	16	琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、生物多様性が保全された豊かな森林づくりを促進しており、その効果のうちの一つとして人間とサルの生活域の棲み分けがもたらされる場合はあると考えられる。一方で、目的は「人間とサルの棲み分け」のみではないため、記載の修正をご検討ください。 (修正案) Ⅰ 天然林 天然林のうち、広葉樹林はサルの生息に必要な果実や葉等を豊富に供給する。したがって、現存する広葉樹林は、可能な限り減少させないようにする。なお、里山林が高齢化している場合や緩衝帯を設置する場合など必要な場合は適切な整備を行う。 Ⅱ 人工林 人工林のうち、道路から離れているなど経済的に成り立たない針葉樹人工林については、針葉樹と広葉樹の混交林への誘導を目的とした間伐を実施する。	修正案を踏まえ、修正いたします。
22	8 施策の内容	(7) ハナレザル	31	27	「ハナレザル」に関する知見の充実、具体的な対応策の明示をお願いしたい。	ハナレザルへの対策に関しては、専門家からもご意見いただき記載をしており、現状これ以上の記載は難しいものと考えております。引き続き対応策の収集に努め、ユニット会議等において情報共有を図っていきます。
23	9 その他	(3) 実施体制	33	17	「複数の地域リーダーの育成に努める」とあるが、誰が務めるのか主語がない、P34の図においてもどの機関の役割分担にもリーダー育成が書かれていない。	「県や市町等が協力し」という表現を追記。
24	9 その他	(3) 実施体制	35	—	「人材育成」の視点が欠落している。 ・被害防除対策(被害管理)を担う人材育成の記述がない。 ・被害状況把握、要因の除去、追い払いなどは誰もが取り組むことができるが、ある程度の知識やスキルを有した者でないと効果的な追上げは難しい。担い手の養成が必要であり、誰が人材育成を行うのかの記述もない。	担い手の確保については、検討課題としてご意見も参考にさせていただきます。
25	9 その他	(3) 実施体制	35	図18	県農業農村振興事務所は、主に農作物に関する被害対策を担当しているところ。そのため、林業や家屋等の生活に関する被害防除を所管している部局を別途明記し、ユニット会議への参加が必要である。	ユニット会議には、県自然環境保全課、県森林整備事務所、市町、県農業農村振興事務所が参加することを考えています。生活環境被害の被害防除に関しては明確な所管がなかったことから、これまでの農作物への被害防除の取り組みを参考にさせていただければと考えております。